

平成24年1月27日 平成23年度	健一 1
第2回 保健・医療・福祉審議会	

# 第2次佐世保市食育推進計画 (概要版)

平成23年11月  
保健福祉部健康づくり課

---

# 1 佐世保市食育推進計画の策定にあたって（本文第1章）

---

## （1）計画策定の背景

平成17年7月の「食育基本法」の施行及び同18年3月の「食育推進基本計画」の策定を受け、本市では、平成18年12月に「佐世保市食育推進計画（平成18年度～22年度）」を策定しました。

これまで、さまざまな関係機関や団体が連携し、家庭や地域をはじめ保育所、小・中学校での食育の取組が推進されてきた結果、前計画に掲げた数値目標については、「食育」や「メタボリックシンドローム」という言葉の認知度をはじめ、子どもの朝食の欠食率は前進したものと考えています。

しかし、生活習慣病を予防するためのバランスのとれた食事の摂取や運動の実践など、行動への反映といった面では依然として改善が必要な状況でもあります。

こうした課題の解決に向けて、さまざまな食に関する情報が溢れる中で、市民一人ひとりが、生涯にわたり健康的な食生活を送るために、自分の健康状態やライフスタイルに合った正しい情報を適切に選択するための取組を行っていくことが重要です。

本市では、このような現状を踏まえ、第2次佐世保市食育推進計画を策定し、今後5年間（平成23年度～27年度）、この計画に基づき食育の総合的かつ計画的な推進に努めていくこととします。

## （2）計画の策定方針

① 佐世保市食育推進計画（平成18年度～平成22年度）の基本理念や基本方針、目標など食育推進の基本的な考え方を継承しつつ、これまでの推進状況や目標値の達成度などを考慮するものとします。

② 食育基本法に基づく市町村食育推進計画とし、計画期間は平成23年度から平成27年度まで5年間とします。

③ 平成23年3月に策定された国の「第2次食育推進基本計画」（平成23年度～27年度）の内容を踏まえたものとします。

なお国の同計画の基本的方針は、第1次計画から変更はありません。また、そのほかの基本的な枠組みについても大きな変更はありません。

## （3）計画の位置づけ

① 本計画は、食育基本法の目的・基本理念を踏まえ、同法第18条に基づく市町村食育推進計画です。

② 本計画は、佐世保市における食育推進の方向性を示すだけでなく、行政内部で取り組まれている健康や食に関わる施策や事業の連携によって、食育をより効果的な取組へと発展させるものです。

## 2 食を取り巻く現状について（本文第2章）

### （1）食生活の変化

- ・肉類などの畜産物や油脂類の摂取の増大と野菜摂取量の不足により、栄養バランスが崩れてる人が多くなっています。
- ・核家族化や単身世帯の増加など社会環境の変化やライフスタイルの多様化により、外食や弁当、総菜など、調理や食事を家庭外に依存する「食の簡便化や外部化」が進んでいます。

### （2）朝食の欠食状況や家族とそろっての食事の状況

- ・朝食を欠食する児童生徒の割合は、小学5年生及び中学2年生では、全国と比べ本市の方が低く、前回調査時（平成18年度）より減少傾向にあります。  
（小5⇒全国1.6%、本市0.4%、中2⇒全国2.9%、本市2.0%）
- ・家族そろって食事をする日数は、全国と比べやや高い状況です。  
（全国⇒朝食50.1%、夕食56.5%、本市⇒59.8%、※ほとんど毎日家族そろって食べる）

### （3）食育の実践状況（認知度と行動）

- ・食育という言葉を知っている人の割合は、全国と比べて高い状況です。  
（全国⇒74.1%、本市⇒87.6%）
- ・「食事バランスガイド」や「食生活指針」について「両方知っている」及び「どちらか一方を知っている」市民（対象：20歳～59歳）の割合は54.7%で、前回平成18年の調査時（31.7%）に比べて増加しています。
- ・食事バランスガイドなどを参考に栄養バランスに配慮した食生活を送っている人の割合は、全国50.2%、に対して本市は23.4%であり、望ましい食生活など食育を実践している人の割合は全国に比べて低い状況です。

※食事バランスガイド⇒毎日の食事を 主食／副菜／主菜／牛乳・乳製品／果物 の5つに区分し1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかをイラストで示したものです。

※食生活指針⇒「食事を楽しみましょう」など10項目と、項目ごとの指針に沿った食生活を実践するためのポイントから構成されていて、栄養バランスを考えることや朝食をとることの重要性などがまとめられています。

第1次計画の基本目標の現状値（平成22年度）についてはP3を参照  
第2次計画の基本目標の目標値（平成27年度）については、「5 基本目標について（P8）」を参照。

### ◆主な基本目標の達成状況

基本目標		推進項目	平成18年度	現状値 平成22年度	目標値 平成22年度
1	「食育」の関心について	「食育」の取組を行っている人の増加（16～79歳）		20.3%	60%
			16%	19.9%	
2	朝食の欠食について （欠食する市民の割合の減少）	未就学児	0.3%	0.2%	0%
		小学2年生	1.7%	0.8%	0%
		小学5年生	2.4%	0.4%	0%
		中学2年生	4.9%	2.0%	0%
		成人（16～79歳）		4.9%	
	5.6%	6.4%			
3	「食事バランスガイド」など栄養バランスに配慮した食生活について	参考にした生活を送っている市民の割合（16～79歳）		23.4%	60%
			5.6%	18.5%	
4	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合の増加	原材料名を確認する市民の割合の増加（16～79歳）		31.3%	60%
			39%	33.6%	
5	食文化の継承について （正しい箸の持ち方ができる子どもの増加）	小学2年生	28%	31.6%	60%
		小学5年生	34%	47.7%	70%
		中学2年生	41%	52.0%	80%

### ◆主な基本目標の佐世保市と全国の比較

基本目標		佐世保市	全国
食育の認知度※注		87.6%※1	74.1%※2
朝食を欠食する児童生徒の割合	小学5年生	0.4%※1	1.6%※3
	中学2年生	2.0%※1	2.9%※3
食事バランスガイドなど栄養バランスに配慮した食生活を送っている人の割合		23.4%※1	50.2%※4

（資料）※1 佐世保市食育に関するアンケート調査（平成22年度）

※2 内閣府 食育の現状と意識に関する調査報告書（平成23年3月）

※3 （独）日本スポーツ振興センター「児童生徒の食生活等実態調査」（平成19年度）

※4 内閣府 食育の現状と意識に関する調査（平成21年12月）

※注 食育の認知度

全 国：食育について「言葉も意味も知っていた」及び「言葉は知っていたが、意味は知らなかった」人の割合

佐世保市：食育について「意味も含めて知っている」及び「聞いたことはあるが、意味は知らない」人の割合

### 3 計画の体系について(本文第3章及び第4章) (参考資料1参照)

#### (1) 基本理念 (⇒第1次計画の基本理念に加え目指すべき姿を追記：第3章)

「食」から始まる豊かな暮らし、食育実践都市“させぼ”

『共食などをとおして、食に関する理解や関心を深めることで、食育を推進する市民一人ひとりが、適切な食の選択による望ましい食生活を実践することにより、生涯にわたって心身ともに健やかに豊かな暮らしを送ることを目指します。』

#### (2) 基本方針 (⇒第1次計画を継承：詳細は第3章)

食育推進に関する施策についての基本方針を、食育基本法第2条から第8条に沿って7項目設定しています。各項目の詳細については、本文第3章に記載しています。

- ① 市民の心身の健康増進と豊かな人間形成
- ② 保護者、教育関係者などによる子どもの食育推進
- ③ 食育推進運動の展開
- ④ 食に関する感謝の念と理解
- ⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- ⑥ 伝統的な食文化、自然や環境と調和した生産などへの配慮と農林漁業の活性化
- ⑦ 食品の安全性の確保などにおける食育の推進

#### (3) 重点課題 (⇒第2次計画から新規設定：詳細は第3章)

7項目の基本方針を推進するために、本市の食をめぐる現状を踏まえ「さ・せ・ぼ」をキーワードに、相互に関係する3つの重点課題を新たに設定しました。この課題を解決するための具体的な取組については、「4 重点課題 (さ・せ・ぼ) に対する具体的取組」に示しています。

##### ① ささまざまな関係機関や団体との食育ネットワークの強化

市民一人ひとりが、健康的な食生活を継続して実践するために、食に関する適切な知識や技術に関する情報の共有を目的に、さまざまな関係機関及び団体と市がネットワークを広げていく必要があります。

##### ② 生 (せい) 活習慣病予防及び改善につながるための食育の推進

平成19年国民健康・栄養調査によると、40歳～74歳の者でメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)が強く疑われる者及びその予備群は、男性2人に1人、女性5人に1人とされています。

また、糖尿病が強く疑われる者(患者含む)は890万人、糖尿病の可能性が否定できない者は1,320万人と推計されています。年々増加を続ける糖尿病は今や国民病とも言われています。

このような状況を踏まえ、すべてのライフステージにおける糖尿病をはじめ生活習慣病の予防及び改善につながるような望ましい食生活や運動の実践のための取組が重要となっています。

③ **ボランティアや管理栄養士などの育成及び活躍の機会の増加**

市民一人ひとりの健康状態や生活環境などに配慮した専門的な支援を行うために、食育の担い手（ボランティアや管理栄養士など）の育成及び資質の向上や活躍の機会の増加に努めることで、より効果的に食育を推進する必要があります。

**(4) リーディングプラン**（⇒第1次計画を継承：詳細は第4章）

特に重点的・優先的に取り組むべき基本的施策を食育基本法第19条から第25条に沿って8項目設定し、リーディングプランとしてまとめています。各項目の詳細につきましては、本文第4章に記載しています。

- ① ライフステージ（年代別）における食育の推進
- ② 家庭における食育の推進
- ③ 教育及び保育機関などにおける食育の推進
- ④ 地域における食生活改善のための取組の推進
- ⑤ 市民協働による食育推進運動の強化
- ⑥ 生産者と消費者との交流促進、自然や環境と調和のとれた農林漁業の活性化
- ⑦ 食文化継承のための活動の支援
- ⑧ 食品の安全性、栄養、その他の食生活に関する調査、情報の提供

## 4 重点課題（さ・せ・ぼ）に対する具体的取組について

### （本文第3章及び第5章）

第3章に掲げる重点課題解決のための具体的な取組です。行政が実施する事業をまとめた「食育推進実施プラン（第5章）」にも掲載しています。

#### （1） ささまざまな関係機関や団体との食育ネットワークの強化

##### ① 食品関連事業者との連携による健康づくり応援の店推進事業（新規）

飲食店や総菜店などで、メニューの栄養成分表示や野菜たっぷりメニューなどヘルシーメニューの提供、受動喫煙の防止対策など健康に配慮した取組を行っている店舗を、「健康づくり応援の店」として市のホームページで紹介し、家庭における食育を支援します。現在、107店舗登録。

##### ② 市ホームページでの総合的な情報発信（新規）

地元の食材を使ったヘルシーメニューレシピの紹介、直売所の地元産品紹介、食品の安全性、市内各地域の郷土料理など食に関するさまざまな情報を発信し、家庭や地域における食育を支援します。

##### ③ 民間事業所と連携した食の健康づくり（新規）

商工会議所をはじめ各事業所や健康保険組合など職域保健の関係者とネットワークを強化し、健診の受診勧奨や食に関する健康づくりの情報提供を行い、食育を市民運動として展開します。

##### ④ 食育実践者ネットワーク会議（新規）

市内の老人福祉施設、保育施設など、保健・医療・福祉分野の業務に携わっている管理栄養士・栄養士が一堂に会し、栄養指導の方法や食事の提供状況について情報交換を行う場を提供します。

##### ⑤ 大学や企業との交流促進による食育の推進（新規）

学生食堂・従業員食堂などでの栄養成分の表示、食事バランスガイドや食育ガイドの普及、大学祭などの機会を利用した食に関する情報発信により20代から30代の若い世代の食育を推進します。

#### （2） せ生（せい）活習慣病予防及び改善につながるための食育の推進

##### ① 民間事業所と連携した食の健康づくり（新規、再掲）

商工会議所をはじめ各事業所や健康保険組合など職域保健の関係者とネットワークを強化し、健診の受診勧奨や食に関する健康づくりの情報提供を行い、食育を市民運動として展開します。

##### ② 特定給食施設等における栄養指導など食に関する情報提供の充実（継続：充実）

保育所、老人福祉施設など特定かつ多数の者に対して食事を提供する施設での栄養成分表示、生

活習慣病予防のための食事や運動などに関する情報を提供することで保育機関などを含む各施設での食育を推進します。

③ 健診後の栄養指導の充実（継続：充実）

特定健診、骨粗しょう症検診後に管理栄養士による対象者の健康状態に応じたきめ細かな栄養指導により、ライフステージにおける食育を推進します。

④ “毎月19日は家族みんなでいっしょに食べようデー（仮称）”を設定（新規）

家族そろっての食事は、食べることの楽しさやおいしさを共感し、体験をとおした家庭での食文化の継承や食事のマナーなどとともに、生活習慣病予防を含めた望ましい食生活の知識を習得する機会となります。また、食に関する感謝の念を育む食育の原点であり、家族そろっての食事を市民運動として定着化を図ります。

### （3） **ボ**ランティアや管理栄養士などの育成及び活躍の機会の増加

① 食育実践者研修会（新規）

保健・医療・福祉施設に勤務する管理栄養士・栄養士など食育推進の役割を担う人材（食育実践者）に対し、資質向上のために研修会を実施します。また、活躍の機会を増加させるなど連携体制を整えます。

② 食生活改善推進員の養成及び活動支援の充実（継続：充実）

市内各地域で、調理実習などの体験活動を行う食育推進の担い手となる食生活改善推進員を毎年計画的に養成するとともに、資質向上のための研修を実施します。また、同推進員で組織する佐世保市食生活改善推進協議会の活動の機会を増加させ地域での食育を支援します。

③ 特定非営利活動法人（NPO法人）等の活動支援（継続：充実）

食育の普及啓発に継続的に取り組んでいる特定非営利活動法人（NPO法人）等の活動は、地域でのさまざまな主体性のある取組を促進させる効果が高いものです。そこで、これらの者がさまざまな団体などと協働で実施するイベント等を支援します。



## 5 基本目標について

成果を客観的な指標により把握できるよう基本目標を14項目、数値目標を掲げた推進項目を、本市の現状を踏まえ30項目設定した。下の表はその主なもの。

基本目標		推進項目	現状値 平成22年度	目標値 平成27年度
1	「食育」の関心について	「食育」の取組を行っている人の増加	20.3%	60%
2	朝食の欠食について (欠食する市民の割合の減少)	未就学児	0.2%	0%
		小学2年生	0.8%	0%
		小学5年生	0.4%	0%
		中学2年生	2.0%	0%
		成人	4.9%	2%
3	「食事バランスガイド」など栄養バランスに配慮した食生活について	参考にした生活を送っている市民の割合	23.4%	60%
4	食育の推進にかかわるボランティアについて	食育にかかわるボランティアやイベントに参加した市民の割合の増加	4.1%	現状値の 20%以上の増加
5	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合の増加	原材料名を確認する市民の割合の増加	31.3%	60%
6	◆新規◆ 嚙ミング30の推進について(よく嚙んで味わって食べるなど食べ方に関心のある市民の割合の増加)	未就学児	59.6%	70%
		小学2年生	81.0%	90%
		小学5年生	71.8%	80%
		中学2年生	50.0%	60%
		成人	60.2%	70%
7	市街地と農山漁村の交流促進について	農林業体験利用者数の増加 ※平成21年度	935人	1,800人
		漁業体験者数の増加 ※平成21年度	5,636人	8,000人
8	家族そろっての食事の機会向上について	1週間のうち家族そろって食事をする日が3日以上ある市民の割合の増加	74.9%	90%
9	食文化の継承について(正しい箸の持ち方ができる子ども増加)	小学2年生	31.6%	60%
		小学5年生	47.7%	70%
		中学2年生	52.0%	80%

※現状値の出典 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 9\*佐世保市食育に関するアンケート調査(平成22年度)

7\*佐世保市農林水産業基本計画(現状値は平成21年度)

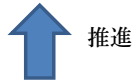
【第2次佐世保市食育推進計画体系図】(基本理念及び基本方針は前計画から継承、リーディングプランは一部表現を修正)

参考資料1

《基本理念》 (目指すべき姿を下線部のとおり追記)

『食』から始まる豊かな暮らし、食育実践都市“させぼ”

共食などをおとして、食に関する理解や関心を深めることで、食育を推進する市民一人ひとりが、適切な食の選択による望ましい食生活を実践することにより、生涯にわたって心身ともに健やかに豊かな暮らしを送ることを目指します。



《基本方針》 (食育推進に関する施策についての7つの基本方針:変更なし)

- 1.市民の心身の健康増進と豊かな人間形成
- 2.保護者、教育関係者などによる子どもの食育推進
- 3.食育推進運動の展開
- 4.食に関する感謝の念と理解
- 5.食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- 6.伝統的な食文化、自然や環境と調和した生産などへの配慮と農林漁業の活性化
- 7.食品の安全性の確保などにおける食育の推進

推進

《重点課題(さ・せ・ぼをキーワードに設定)》・

- 1 **さ**さまざまな関係機関や団体との食育ネットワークの強化
- 2 生(せ**い**)活習慣病予防及び改善につながるための食育の推進
- 3 **ボ**ランティアや管理栄養士などの育成及び活躍の機会の増加

上記重点課題に対する具体的な取組

1 “**さ**”さまざまな関係機関や団体との食育ネットワークの強化

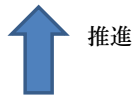
- ① 食品関連事業者との連携による健康づくり応援の店推進事業 (新規)
- ② 市ホームページでの総合的な情報発信 (新規)
- ③ 民間事業所と連携した食の健康づくり (新規)
- ④ 食育実践者ネットワーク会議 (新規)
- ⑤ 大学や企業との交流促進による食育の推進 (新規)

2 生(“**せ**”)い活習慣病予防及び改善につながるための食育の推進

- ① 民間事業所と連携した食の健康づくり (新規)
- ② 特定給食施設等における栄養指導など食に関する情報提供の充実 (継続:充実)
- ③ 健診後の栄養指導の充実 (継続:充実)
- ④ “毎月19日は家族みんなでいっしょに食べようデー(仮称)”を設定 (新規)

3 “**ボ**”ランティアや管理栄養士などの育成及び活躍の機会の増加

- ① 食育実践者研修会 (新規)
- ② 食生活改善推進員の養成及び活動支援の充実 (継続:充実)
- ③ 特定非営利活動法人(NPO法人)の活動支援 (継続:充実)



《リーディングプラン》

(特に重点的・優先的に取り組むべき基本的施策:表現を一部修正)

1.ライフステージにおける食育の推進
2.家庭における食育の推進
3.教育及び保育機関などにおける食育の推進
4.地域における食生活改善のための取組の推進
5.市民協働による食育推進運動の強化
6.生産者と消費者との交流促進・自然や環境と調和のとれた農林漁業の活性化
7.食文化継承のための活動の支援
8.食品の安全性、栄養、その他の食生活に関する調査、情報の提供

一部修正

1.ライフステージにおける食育の推進
2.家庭における食育の推進
3.学校・幼稚園・保育所等における食育の推進
4.地域における食生活改善のための取組の推進
5.市民協働による食育推進運動の強化
6.生産者と消費者との交流促進・自然や環境と調和のとれた農業・漁業の活性化
7.食文化継承のための活動の支援
8.食品の安全性、栄養、その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供

(平成18年度から平成22年度までの第1次計画)

(平成23年度から平成27年度の第2次計画)